

# 産業廃棄物埋立税の手引き

～特別徴収義務者のみなさまへ～

広 島 県

(令和7年12月版)

## はじめに

広島県では産業廃棄物を抑制する方策のひとつとして、「広島県産業廃棄物埋立税」を創設し、その税収により、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他循環型社会の形成に関する施策を推進することとしております。

「広島県産業廃棄物埋立税」は本県で初めての法定外目的税として平成15年4月1日から実施しておりますが、実施に当たっては、最終処分業者のみなさまの御理解と御協力が不可欠であります。

この「手引き」は、産業廃棄物埋立税を特別徴収していただく最終処分業者のみなさまに対して、産業廃棄物埋立税の内容を一層理解していただくため、税の仕組み、事務の内容や手続等の概要を記したものです。

この「手引き」を活用していただくことによって、産業廃棄物埋立税について理解を深めていただき、正しい納税秩序の確立に御協力いただくようお願いします。

広 島 県

|                         |   |          |
|-------------------------|---|----------|
| この手引きでは、「広島県産業廃棄物埋立税条例」 | を | 「条例」     |
| 「広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則」     | を | 「規則」     |
| 「広島県税条例」                | を | 「県税条例」   |
| 「広島県税規則」                | を | 「県税規則」   |
| 「地方税法」                  | を | 「法」とします。 |

# 目 次

## I 産業廃棄物埋立税の概要

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1 産業廃棄物埋立税とは .....      | 1 |
| 2 概要 .....              | 1 |
| 3 特別徴収（申告納入）と申告納付 ..... | 2 |

## II 産業廃棄物埋立税の事務

|         |         |             |   |
|---------|---------|-------------|---|
| ○登録関係業務 | ○申告関係業務 | ○特例業務 ..... | 5 |
|---------|---------|-------------|---|

## III 登録関係業務

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1 特別徴収義務者としての登録 .....      | 6   |
| 2 産業廃棄物埋立税の納税者としての登録 ..... | 7   |
| 3 登録事項の変更 .....            | 9   |
| 4 最終処分場の廃止・休止・再開 .....     | 9   |
| (特別徴収義務者登録申請書記載例) .....    | 1 1 |
| (納税者登録申請書記載例) .....        | 1 2 |

## IV 申告関係業務

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1 産業廃棄物の搬入 .....          | 1 4 |
| 2 産業廃棄物埋立税の徴収 .....       | 1 6 |
| 3 産業廃棄物埋立税の申告納入（納付） ..... | 1 7 |
| (納入納付申告書記載例) .....        | 2 0 |
| (納付（納入）書記載例) .....        | 2 2 |

## V 特例業務

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1 徴収猶予 .....               | 2 3 |
| 2 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除 ..... | 2 4 |
| 3 最終処分の委託に係る納入金の還付 .....   | 2 5 |

## VI その他

|  |     |
|--|-----|
| 1 税務調査 .....                           | 2 7 |
| 2 延滞金と加算金 .....                        | 2 8 |
| 3 特別徴収義務者（納税者）のための制度 .....             | 2 9 |
| 4 特別徴収義務者（納税者）の事務処理について .....          | 2 9 |
| 5 eLTAXによる産業廃棄物埋立税の電子申告・電子納税について ..... | 3 0 |

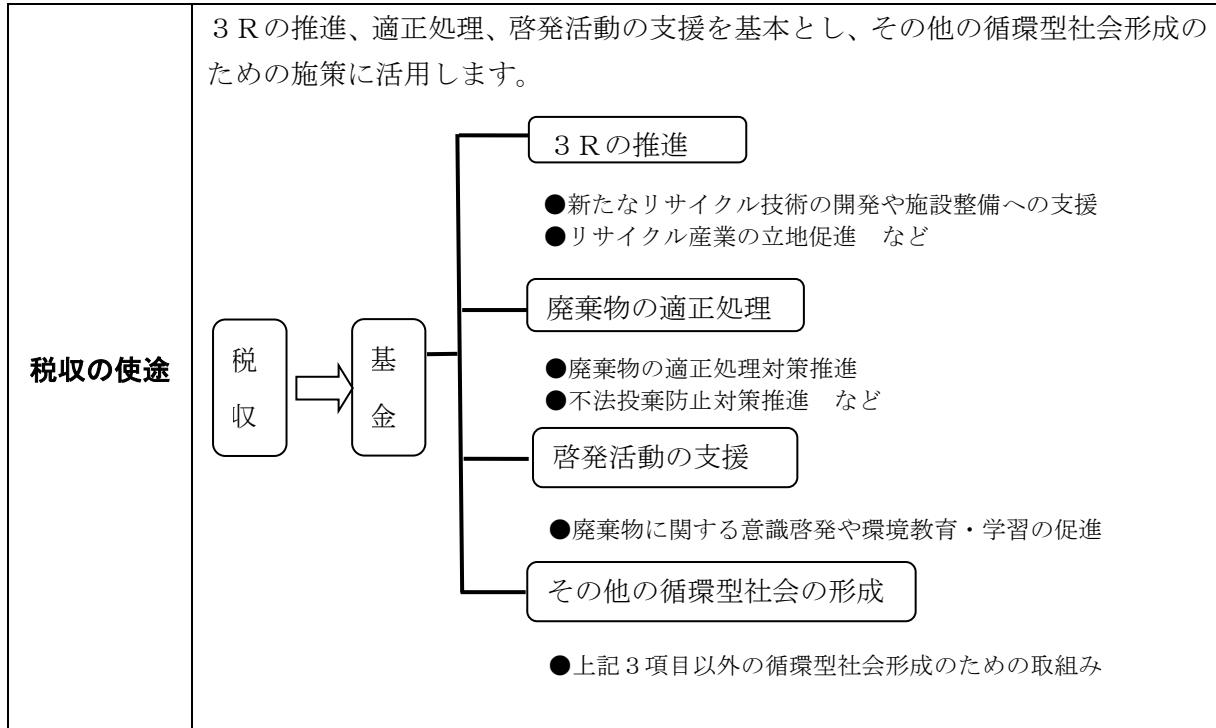
# I 産業廃棄物埋立税の概要

## 1 産業廃棄物埋立税とは

産業廃棄物埋立税は、県内で埋め立てられる産業廃棄物を抑制するために広島県が独自に課税する地方税で、その収税は3Rの推進、適正処理、啓発活動の支援を基本とし、その他の循環型社会形成のための施策に活用します。

## 2 概 要

| 区分                    | 内 容   |                     |        |                     |        |                     |         |                       |            |
|-----------------------|---|---------------------|--------|---------------------|--------|---------------------|---------|-----------------------|------------|
| 納める人                  | 県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の搬出事業者又は中間処理業者です。  |                     |        |                     |        |                     |         |                       |            |
| 納める額                  | 産業廃棄物 1トンあたり 1,000円（1キログラムあたり 1円）です。  |                     |        |                     |        |                     |         |                       |            |
| 申告と納税                 | <p>最終処分業者が、排出事業者又は中間処理業者から税を受け取り、年4回県に申告納入します。（これを特別徴収といいます。）</p> <table border="1"><tr><td>1月 1日から 3月 31日までの税額</td><td>4月 30日</td></tr><tr><td>4月 1日から 6月 30日までの税額</td><td>7月 31日</td></tr><tr><td>7月 1日から 9月 30日までの税額</td><td>10月 31日</td></tr><tr><td>10月 1日から 12月 31日までの税額</td><td>翌年の 1月 31日</td></tr></table> <p>※他社から搬入した産業廃棄物を中間処理して自らが有する最終処分場において処分する場合は申告納付の方法となります。</p> | 1月 1日から 3月 31日までの税額 | 4月 30日 | 4月 1日から 6月 30日までの税額 | 7月 31日 | 7月 1日から 9月 30日までの税額 | 10月 31日 | 10月 1日から 12月 31日までの税額 | 翌年の 1月 31日 |
| 1月 1日から 3月 31日までの税額   | 4月 30日  |                     |        |                     |        |                     |         |                       |            |
| 4月 1日から 6月 30日までの税額   | 7月 31日  |                     |        |                     |        |                     |         |                       |            |
| 7月 1日から 9月 30日までの税額   | 10月 31日   |                     |        |                     |        |                     |         |                       |            |
| 10月 1日から 12月 31日までの税額 | 翌年の 1月 31日  |                     |        |                     |        |                     |         |                       |            |
| 課税免除                  | 自らが排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分（自社処分）する場合は、課税されません。  |                     |        |                     |        |                     |         |                       |            |
| 概要図                   | <pre>graph TD; A[排出事業者<br/>（納税義務者）] --&gt; B[中間処理業者<br/>（納税義務者）]; B --&gt; C[最終処分業者<br/>（特別徴収義務者）]</pre>  |                     |        |                     |        |                     |         |                       |            |



### 3 特別徴収（申告納入）と申告納付

- 産業廃棄物埋立税は、県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入した際に課税されます。（条例第3条）
- 最終処分場への産業廃棄物の搬入形態により、税の徴収方法が異なり、特別徴収（申告納入）による場合と申告納付による場合とがあります。

**[特別徴収]**

特別徴収とは、地方税（産業廃棄物埋立税）の徴収について便宜を有する者（特別徴収義務者）にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税を納入（申告納入）させることをいいます。（法第1条第9号）

**[申告納入]**

申告納入とは、特別徴収義務者がその徴収すべき地方税（産業廃棄物埋立税）の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいいます。（法第1条第11号）

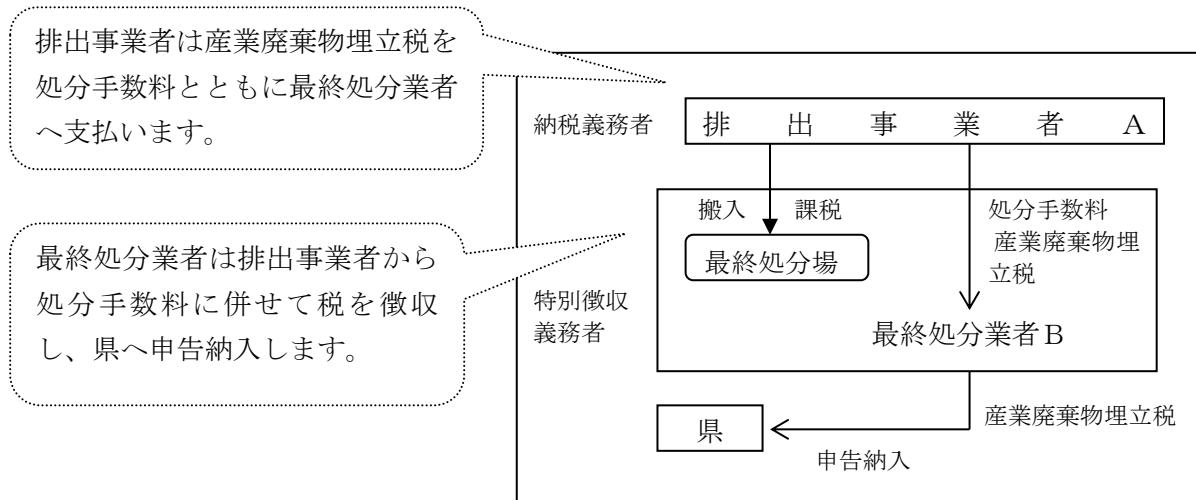
**[申告納付]**

申告納付とは、納税者がその納付すべき地方税（産業廃棄物埋立税）の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいいます。（法第1条第8号）

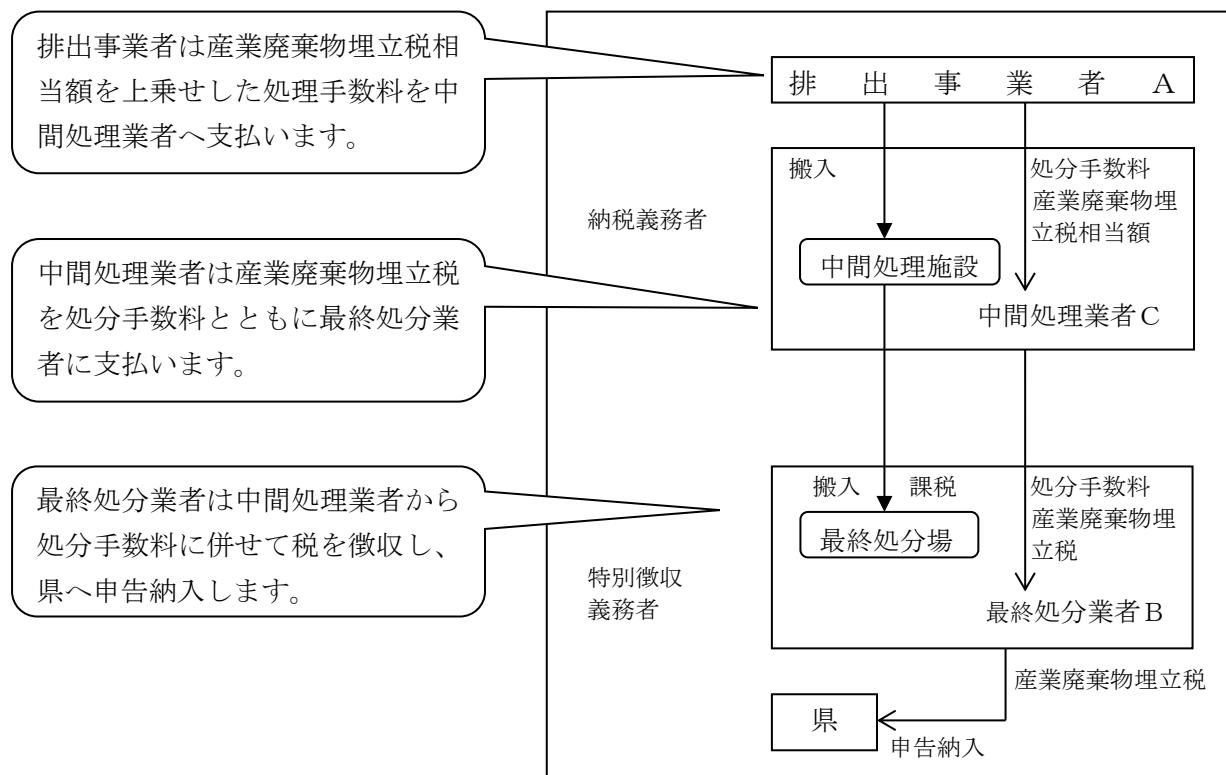
## (1) 特別徴収（申告納入）による場合

産業廃棄物が他者から最終処分場へ搬入される場合は、次の①又は②の特別徴収による徴収方法となります。

### ① 排出事業者が他者の設置する最終処分場に産業廃棄物を搬入した場合



### ② 排出事業者が他者の設置する中間処理施設に産業廃棄物を搬入し、当該中間処理業者が他 者の設置する最終処分場に中間処理後の産業廃棄物を搬入した場合

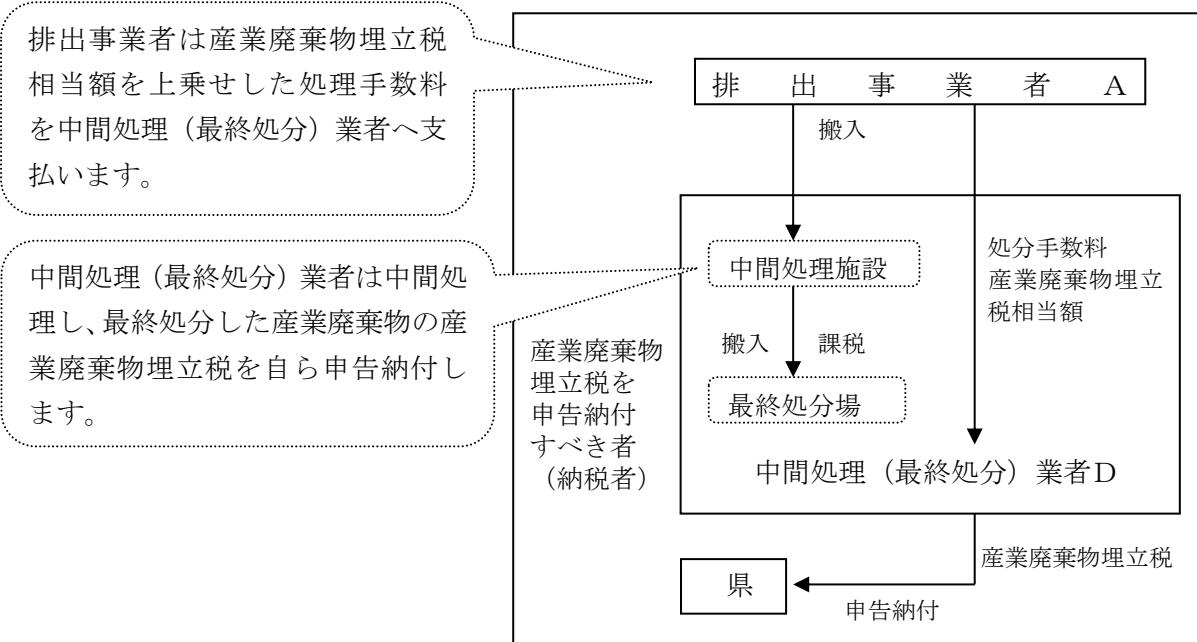


※ 最終処分業者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入の有無にかかわらず特別徴収義務者として登録しなければなりません。

## (2) 申告納付による場合

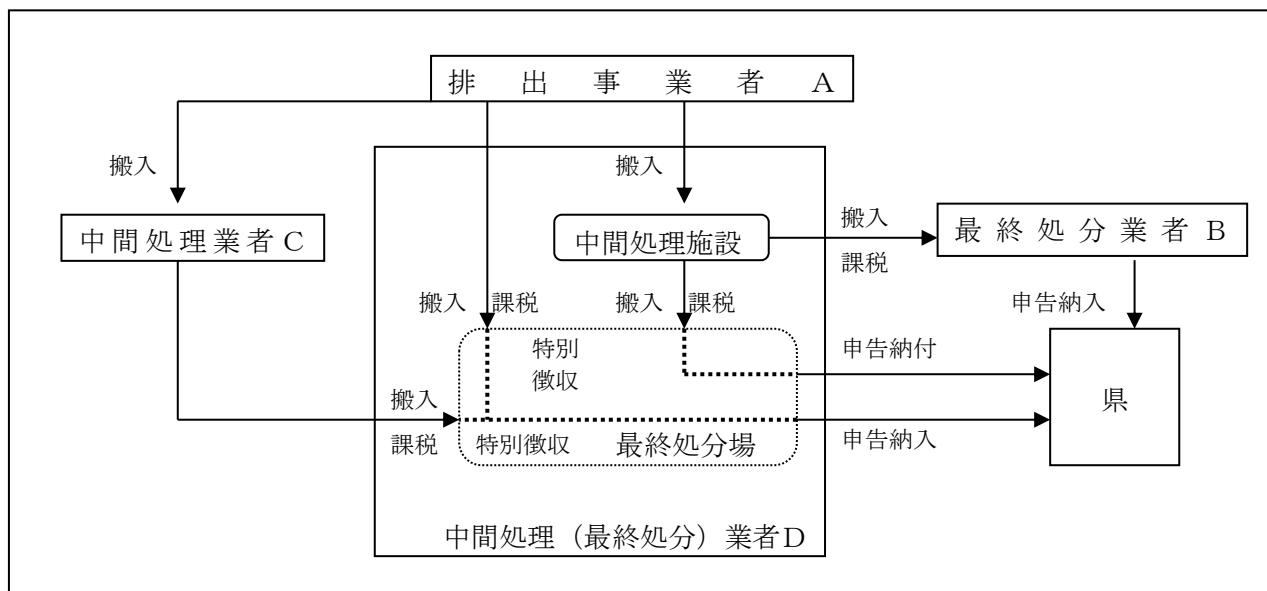
他者の産業廃棄物を同一の業者で中間処理し最終処分する場合は、次の①の申告納付となります。

- ① 排出事業者が他者の設置する中間処理施設に産業廃棄物を搬入し、当該処理業者が自らの有する最終処分場に中間処理後の産業廃棄物を搬入した場合



※産業廃棄物埋立税を申告納付すべき者は、納税者として登録しなければなりません。最終処分業者で特別徴収義務者としての登録をしている場合でも申告納付の場合があれば納税者として登録しなければなりません。

## (3) 産業廃棄物の流れによる申告納入と申告納付の別



## II 産業廃棄物埋立税の事務

産業廃棄物埋立税の事務は、次のように大きくわけることができます。

| 登録関係業務  | 申告関係業務   | 特例業務   |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 特別徴収義務者としての登録<ul style="list-style-type: none"><li>・特別徴収義務者</li><li>・登録申請等</li><li>・登録通知と証票</li></ul></li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 産業廃棄物の搬入<ul style="list-style-type: none"><li>・課税標準の算出</li><li>・帳簿の記録・保存</li></ul></li><li>○ 産業廃棄物埋立税の徴収<ul style="list-style-type: none"><li>・課税免除</li><li>・徴収</li></ul></li><li>○ 申告納入（納付）<ul style="list-style-type: none"><li>・納入（納付）申告書の提出</li><li>・修正申告納付</li><li>・更正・決定</li></ul></li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 徴収猶予<ul style="list-style-type: none"><li>・徴収猶予の申請</li><li>・徴収猶予の要件等</li></ul></li><li>○ 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除<ul style="list-style-type: none"><li>・徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請</li><li>・徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の要件等</li></ul></li><li>○ 最終処分の委託に係る納入金の還付<ul style="list-style-type: none"><li>・最終処分の委託に係る納入金の還付の申請</li><li>・最終処分の委託に係る納入金の還付の要件等</li></ul></li></ul> |
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 納税者としての登録<ul style="list-style-type: none"><li>・産業廃棄物埋立税の納税者</li><li>・登録申請等</li><li>・登録通知</li></ul></li></ul>   |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 登録事項の変更</li></ul>   |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 最終処分場の廃止・休止・再開<ul style="list-style-type: none"><li>・届出</li><li>・廃止・休止時の申告納入（納付）</li></ul></li></ul>            |  |  |

### III 登録関係業務

#### 1 特別徴収義務者としての登録

##### (1) 特別徴収義務者

産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者は、最終処分業者です。（条例第8条第1項）

- 最終処分業者は、特別徴収義務者の登録にかかわらず産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者となります。

[最終処分業者]

最終処分業者とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定により産業廃棄物の最終処分を行うものをいいます。（条例第2条第3号）

※ 知事は必要があると認める場合は、最終処分業者のほか、徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができます。（条例第8条第2項）

##### (2) 特別徴収義務者の登録申請等

特別徴収義務者となるべき者は、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければなりません。（条例第10条第1項）

- 登録の申請は、「産業廃棄物埋立税特別徴収義務者登録申請書」（規則様式第5号）に必要事項を記入し、広島県（税務課）へ提出します。

- 登録の申請期限は次のとおりです。（条例第10条第1項）

| 特別徴収義務者           | 申請の期限                  |
|-------------------|------------------------|
| 最終処分業者            | 産業廃棄物の最終処分を開始する日の5日前まで |
| 知事が指定する徴収の便宜を有する者 | 知事の指定を受けた日から3日以内       |

#### 【注意事項】

- ・ この登録は、最終処分場ごとに申請しなければなりません。
- ・ この申請には、産業廃棄物処分業許可証の写しのほか最終処分場付近の見取図及び敷地内の配置図が添付書類として必要です。

### (3) 特別徴収義務者の登録通知と証票

- 特別徴収義務者としての登録の申請があった場合には、「産業廃棄物埋立税特別徴収義務者登録通知書」（規則様式第19号）によって、特別徴収義務者として登録されたことが通知されます。
- 併せて、産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者であることを証する産業廃棄物埋立税特別徴収義務者証票（規則様式第6号。以下「証票」といいます。）が交付されます。（条例第10条第2項）
- 証票は特別徴収の義務が消滅した場合には、その消滅した日から10日以内に返納するとともに、証票を亡失した場合には、遅滞なく「産業廃棄物埋立税特別徴収義務者証票亡失届」（規則様式第20号）を広島県（税務課）へ提出し再交付を受けなければなりません。
- 通知書及び証票に記載されている番号は、各種申請書に記載する「特別徴収義務者としての登録番号」となります。

#### 【注意事項】

- ・ 証票は、当該最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければなりません。  
(条例第10条第3号)
- ・ 証票は、他人に貸し付けたり譲り渡してはいけません。(条例第10条第4号)

## 2 産業廃棄物埋立税の納税者としての登録

### (1) 産業廃棄物埋立税の納税者

排出事業者が他者の設置する中間処理施設に産業廃棄物を搬入し、当該中間処理業者が自ら有する最終処分場に中間処理産業廃棄物を搬入した場合は、当該中間処理業者（以下「中間処理産業廃棄物の自社処分業者」という。）が産業廃棄物埋立税を申告納付すべき者（産業廃棄物埋立税の納税者。以下「納税者」といいます。）となります。（条例第7条）

- 中間処理産業廃棄物の自社処分業者は、納税者の登録にかかわらず産業廃棄物埋立税を申告納付すべき者（納税者）となります。

[中間処理産業廃棄物]

中間処理産業廃棄物とは、廃棄物処理法に規定する中間処理産業廃棄物をいいます。

（条例第2条第2項）

- ※ 知事は特別の必要がある場合には産業廃棄物埋立税を申告納付すべき（納税者）を指定することができます。  
（条例第7条）

## （2）納税者の登録申請等

産業廃棄物埋立税を申告納付すべき者は、産業廃棄物埋立税の納税者としての登録を知事に申請しなければなりません。（条例第15条第1項）

- 登録の申請は、「産業廃棄物埋立税納税者登録申請書」（規則様式第11号）に必要事項を記入し、広島県（税務課）へ提出します。
- 登録の申請期限は次のとおりです。（条例第10条第1項）

| 納 税 者            | 申 請 の 期 限              |
|------------------|------------------------|
| 中間処理産業廃棄物の自社処分業者 | 産業廃棄物の最終処分を開始する日の5日前まで |
| 知事が特別の必要があり指定する者 | 知事の指定を受けた日から3日以内       |

### 【注意事項】

- ・ この登録は、最終処分場ごとに申請しなければなりません。
- ・ 当該最終処分場へ、自らが有する複数の中間処理施設から搬入がある場合は、該当する中間処理施設すべてを記載してください。
- ・ この申請には、産業廃棄物処分業許可証の写しのほか最終処分場付近の見取図及び敷地内の配置図が添付書類として必要です。

### (3) 納税者の登録通知

- 納税者としての登録の申請があった場合には、「産業廃棄物埋立税納税者登録通知書」（規則様式第26号）によって、納税者として登録されたことが通知されます。
- 通知書に記載されている番号は、各種申請書に記載する「納税者としての登録番号」となります。

## 3 登録事項の変更

特別徴収義務者及び納税者としての登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合は、登録の変更を申請しなければなりません。（条例第10条第6項、第15条第3項）

- 登録の変更は「産業廃棄物埋立税特別徴収義務者（納税者）登録変更申請書」（規則様式第7号）に必要事項を記入し、広島県（税務課）へ提出します。
- 登録の申請期限は、変更の生じた日から10日以内です。

#### 【注意事項】

- ・ 変更事項についてのみ記載してください。
- ・ 産業廃棄物処分業の許可に係る変更がある場合は許可証の写しを添付してください。

## 4 最終処分場の廃止・休止・再開

最終処分場を廃止したときは、廃止の届出をしなければなりません。  
また、最終処分場を休止しようとするときは休止の届出を、休止中の最終処分場を再開しようとするときは再開の届出をしなければなりません。（規則第9条第1項、第2項）

### (1) 届出

- 届出は、「産業廃棄物埋立税に係る最終処分場の廃止届」（規則第15号）、「産業廃棄物埋立税に係る最終処分場の休止届」（規則様式第16号）又は「産業廃棄物埋立税に係る最終処分場の再開届」（規則様式第17号）に必要事項を記入し、広島県（税務課）へ提出します。

- 届出の主な事由及び期限は次のとおりです。

| 区 分 | 届 出 の 事 由                  | 届 出 の 期 限   |
|-----|----------------------------|-------------|
| 廃止届 | 最終処分場の埋立完了による搬入の廃止、事業の廃止など | 廃止後直ちに届出を提出 |
| 休止届 | 最終処分場の施設の改造等による1ヶ月以上の休止など  | 事前に届出を提出    |
| 再開届 | 最終処分場への搬入の再開               |             |

【注意事項】

- ・廃止、休止又は再開する最終処分場ごとに届け出てください。

## (2) 廃止、休止時の申告納入（納付）

- 最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、当該最終処分場に係る廃止又は休止の日までの産業廃棄物埋立税を申告納入（納付）しなければなりません。
- 申告納入（納付）手続は通常の手続と同様ですが、最終処分場を廃止又は休止した日から1ヶ月以内に申告納入（納付）しなければなりません。

(特別徴収義務者登録申請書記載例)

様式第5号(第8条関係)

|             |         |         |         |     |
|-------------|---------|---------|---------|-----|
| ※<br>処<br>理 | 登 錄 番 号 | 賦 課 番 号 | 証票交付年月日 | 担当者 |
|             |         |         | ・ ・     |     |

年 月 日

広島県知事様

受付印

申請者 **株式会社△△産業**  
 氏名 **代表取締役 □□□□**  
 名称及び代  
 表者の氏名

処分業許可証にある最終処分場を記載してください。

産業廃棄物埋立税特別徴収義務者登録申請書

次のとおり、産業廃棄物埋立税特別徴収義務者としての登録を申請します。

|               |                              |  |   |
|---------------|------------------------------|--|---|
| 申請者           | 住 所 ( 所 在 地 )<br>及 び 電 話 番 号 | <b>〒730-0011</b><br><b>広島市中区基町OO-OO</b><br>(電話 082-000-0000) |   |
|               | 氏 名<br>(名称及び代表者の氏名)          | <b>株式会社△△産業</b><br><b>代表取締役 □□□□</b>                         |   |
| 最終処分場         | 所 在 地 及 び 電 話 番 号            | <b>〒720-0031</b><br><b>福山市三吉町〇丁目〇一〇</b><br>(電話 084-000-0000) | 他 の 最 終<br>処 分 場 の<br>有 無<br><br><input checked="" type="radio"/> 有 |
|               | 名 称                          | <b>▲▲処分場</b>   |   |
| 申告書等の送付先      | 住 所 ( 所 在 地 )<br>及 び 電 話 番 号 | <b>〒730-0011</b><br><b>広島市中区基町OO-OO</b><br>(電話 082-000-0000) |   |
|               | 氏 名<br>( 名 称 )               | <b>株式会社△△産業</b><br><b>代表取締役 □□□□</b>                         |   |
| 納 税 者 登 錄 番 号 | 第 <b>OOO</b> 号               |  |   |

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 「納税者登録番号」欄は、当該最終処分場において既に納税者としての登録を受けている場合に、登録番号を記入してください。  
 3 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに申請書を提出してください。  
 4 この申請書には、産業廃棄物処分業許可証の写しのほか、最終処分場付近の見取図及び敷地内の配置図を添付してください。

(納税者登録申請書記載例)

様式第11号 (第8条関係)

|             |      |      |     |
|-------------|------|------|-----|
| ※<br>処<br>理 | 登録番号 | 賦課番号 | 担当者 |
|             |      |      |     |

年 月 日

広島県知事様

受付印

申請者  
氏名  
〔名称及び代  
表者の氏名〕

株式会社△△産業  
代表取締役 □□□□

処分業許可証にある最終処分場を記載してください。

産業廃棄物埋立税納税者登録申請書

次のとおり、産業廃棄物埋立税納税者としての登録を申請します。

|             |                    |   |  |
|-------------|--------------------|---|--|
| 申請者         | 住所(所在地)<br>及び電話番号  | 〒730-0011 広島市中区基町〇〇-〇〇<br>(電話 082-〇〇〇-〇〇〇〇) | 他の最終処分場の有無<br><input checked="" type="radio"/> ・無  |
|             | 氏名<br>(名称及び代表者の氏名) | 株式会社△△産業<br>代表取締役 □□□□                      |  |
| 最終処分場       | 所在地及び電話番号          | 〒720-0031 福山市三吉町〇丁目〇-〇<br>(電話 084-〇〇〇-〇〇〇〇) |  |
|             | 名称                 | ▲▲処分場                                       |  |
| 中間処理施設      | 所在地及び電話番号          | 〒720-0031 福山市三吉町〇丁目〇-〇<br>(電話 084-〇〇〇-〇〇〇〇) | 他の中間処理施設の有無<br><input checked="" type="radio"/> ・無 |
|             | 名称                 | ▲▲施設<br>処分業許可証の事業区分において中間処理する施設を記載してください。   |  |
| 申告書等の送付先    | 住所(所在地)<br>及び電話番号  | 〒730-0011 広島市中区基町〇〇-〇〇<br>(電話 082-〇〇〇-〇〇〇〇) |  |
|             | 氏名<br>(名称)         | 株式会社△△産業<br>代表取締役 □□□□                      |  |
| 特別徴収義務者登録番号 | 第 〇〇〇 号            |   |  |

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 「特別徴収義務者登録番号」欄は、当該最終処分場において既に特別徴収義務者としての登録を受けている場合に、登録番号を記入してください。  
 3 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに申請をしてください。  
 4 複数の中間処理施設を有する場合は、別紙に記載してください。  
 5 この申請書には、産業廃棄物処分業許可証の写しのほか、最終処分場と中間処理施設の付近の見取り図及び敷地内の配置図を添付してください。

|           |           |  |  |
|-----------|-----------|--|--|
| 中間処理施設(2) | 所在地及び電話番号 | 〒722-0002 尾道市古浜町OO-OO<br>(電話 0848-OO-0000) |  |
|           | 名 称       | <b>●●施設</b>                                |  |
| 中間処理施設(1) | 所在地及び電話番号 | (電話 )                                      |  |
|           | 名 称       | 处分業許可証の事業区分において<br>中間処理をする施設を記載してく<br>ださい。 |  |
| 中間処理施設(1) | 所在地及び電話番号 | (電話 )                                      |  |
|           | 名 称       |  |  |
| 中間処理施設(1) | 所在地及び電話番号 | (電話 )                                      |  |
|           | 名 称       |  |  |
| 中間処理施設(1) | 所在地及び電話番号 | (電話 )                                      |  |
|           | 名 称       |  |  |
| 中間処理施設(1) | 所在地及び電話番号 | (電話 )                                      |  |
|           | 名 称       |  |  |
| 中間処理施設(1) | 所在地及び電話番号 | (電話 )                                      |  |
|           | 名 称       |  |  |
| 中間処理施設(1) | 所在地及び電話番号 | (電話 )                                      |  |
|           | 名 称       |  |  |

## IV 申告関係業務

### 1 産業廃棄物の搬入

#### (1) 課税標準の算出

産業廃棄物埋立税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量です。

(条例第5条第1項)

- 産業廃棄物埋立税は原則として重量をもとに課税します。
- 課税標準である重量を計算する場合においては、トン未満の重量については小数点4位以下の端数（1キログラム未満）は切り捨てます。（規則第4条）
- 小数点以下の端数については、「産業廃棄物埋立税納入納付申告書」（規則様式第4号）の搬入量の欄に小数点以下3位まで記入してください。（ゼロの場合は、ゼロを記入）（P.20 参照）  
※以下の＜計算例＞の場合は、2.750tと記入
- 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合に限り、規則で定める換算係数を用いて容量を重量に換算して得た重量を課税標準として用いることができます。（規則第6条第1項）

＜計算例＞ 木くず5m<sup>3</sup>が最終処分場に搬入された場合の換算して得た重量

$$5 \text{ m}^3 \times 0.55 = 2.75 \text{ t} \leftarrow \text{換算して得た重量}$$

↑

規則第6条の表の換算係数

- 換算係数を用いて容量から重量を計算した場合は、納入納付申告書別表の「容量による搬入」欄に換算計算内容を必ず記入してください。（P.21 参照）

※種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあたっては、その主たる産業廃棄物の種類により換算することができます。なお、この換算係数はあくまで、税額計算のためにのみ用いるものです。

規則第6条の表

| 産業廃棄物の種類   | 換算係数 |
|--|------|
| 1 燃え殻  | 1.14 |
| 2 汚泥   | 1.10 |
| 3 廃油   | 0.90 |
| 4 廃プラスチック類   | 0.35 |
| 5 紙くず  | 0.30 |
| 6 木くず  | 0.55 |
| 7 繊維くず   | 0.12 |
| 8 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物  | 1.00 |
| 9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という。）第2条第4号の2に掲げる産業廃棄物  | 1.00 |
| 10 ゴムくず  | 0.52 |
| 11 金属くず  | 1.13 |
| 12 廃棄物処理法施行令第2条第7号に掲げる産業廃棄物  | 1.00 |
| 13 鉱さい   | 1.93 |
| 14 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物   | 1.48 |
| 15 動物のふん尿  | 1.00 |
| 16 動物の死体   | 1.00 |
| 17 廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げる産業廃棄物   | 1.26 |
| 18 廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物   | 1.00 |
| 備考   |      |
| 1 この表の第1号から第4号までに掲げる産業廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に掲げる廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油及び廃プラスチック類と、同表の第5号から第8号まで、第10号、第11号及び第13号から第16号までに掲げる産業廃棄物は廃棄物処理法施行令第2条第1号から第4号まで、第5号、第6号及び第8号から第11号までの各号にそれぞれ掲げる廃棄物とする。 |      |
| 2 この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。   |      |

## (2) 帳簿の記録・保存

特別徴収義務者及び納税者（以下「特別徴収義務者等」といいます。）は、産業廃棄物の最終処分場への搬入重量等を帳簿に記載して保存しておかなければなりません。（条例第21条）

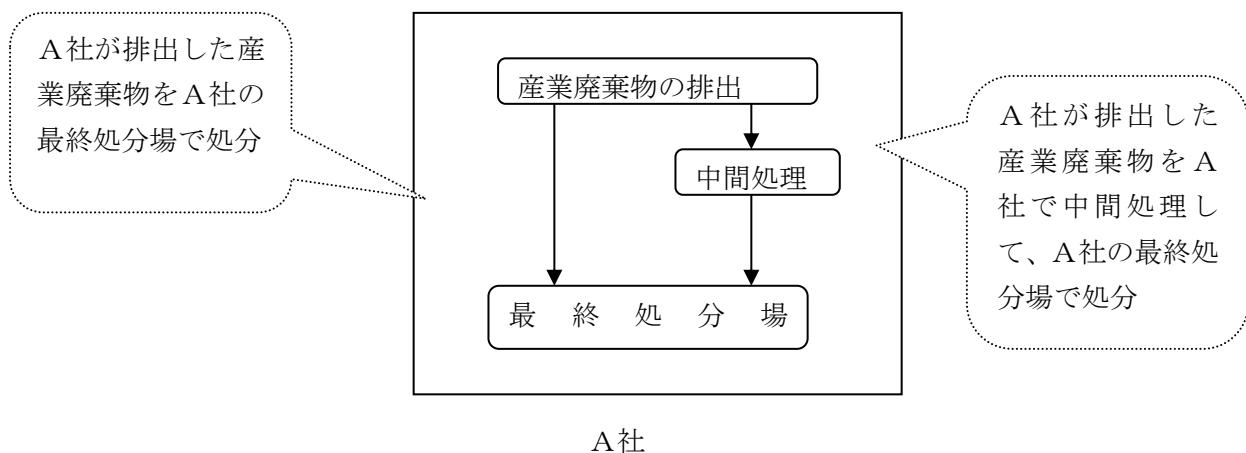
- 帳簿の様式等は特に定められておらず、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムによってもかまいませんが、次の事項についての記載又は記録が必要です。
  - ・ 年月日ごとの最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量
  - ・ 前記の産業廃棄物のうち課税対象とならない搬入に係るものとの重量及びその理由
  - ・ その他知事が必要と認める事項
- ※ 容量で計測されるものは、その容量と換算して得た重量を記載又は記録してください。
- 特別徴収義務者等は帳簿等を申告書の提出期限の翌日から5年間保存しておかなければなりません。

## 2 産業廃棄物埋立税の徴収

### (1) 課税免除

排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分（自社処分）するものは課税免除となります。（条例第4条第1号）

- 自社処分による課税免除の場合を図で示すと次のとおりとなります。



- 最終処分による課税免除の搬入がある場合は、あらかじめ搬入を行う日までに「産業廃棄物埋立税の課税免除の届出書」（規則様式第1号）により必要事項を記入し、広島県（税務課）へ届出を行わなければなりません。

- 納入（納付）申告書には課税免除に該当する産業廃棄物の重量などを記載する必要があります。

※ 公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が別に定める搬入も課税免除になります。

## （2）徵 収

特別徵収義務者は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物埋立税を徵収しなければなりません。（条例第8条第3項）

### [産業廃棄物]

産業廃棄物とは、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物をいいます。（条例第2条第1号）

### [最終処分場]

最終処分場とは、最終処分業者が産業廃棄物の最終処分の用に供する施設をいいます。

（条例第2条第4号）

※最終処分業者以外の者が廃棄物処理法による許可を受け設置する最終処分場を含みます。

- 産業廃棄物埋立税の徵収の方法は、業者間の取引形態や商慣習などにより処分手数料等の徵収方法も様々であることから、特別徵収義務者は納税義務者である排出事業者又は中間処理業者との間でもっともよいと考えられる方法で行ってください。
- 特別徵収義務者は処分手数料などと併せて税を徵収する場合、請求等の際には、処分手数料と税が明確に区分されるようにしてください。
- 産業廃棄物埋立税は消費税の課税対象外ですが、税を預り金又は立替金等の科目で処分手数料と区分して経理していることが要件となります。
- 課税免除に該当する産業廃棄物の搬入には、産業廃棄物埋立税は課税されません。

## 3 産業廃棄物埋立税の申告納入（納付）

### （1）納入（納付）申告書の提出等

特別徵収義務者は、定められた期間内において徵収すべき産業廃棄物埋立税について、定められた期限までに納入申告書を知事に提出し、納入金を納入書によって納入しなければなりません。（条例第9条第1項）

[納入金]

納入金とは特別徴収義務者が徴収し、且つ、納入すべき地方税（産業廃棄物埋立税）をいいます。  
(法第1条第12号)

[納入書]

納入書とは、特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる書類で、県が作成するものに特別徴収義務者の住所、氏名又は名称、納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載したものをいいます。  
(県税条例第2条第4号)

納税者は、定められた期間内における産業廃棄物埋立税について、定められた期限までに納付申告書を知事に提出し、その申告した税額を納付しなければなりません。

(条例第14条第1項)

[納付書]

納付は納付書により行います。納付書とは納税者が徴収金を納付するために用いる書類で、県が作成するものに納税者の住所、氏名又は名称、納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載したものといいます。(県税条例第2条第3号)

- 納入（納付）申告は「産業廃棄物埋立税納入納付申告書」（規則様式第4号）に必要事項を記入し、広島県（税務課）へ提出します。
- 申告期限等は、次のとおりです。（条例第9条第1項、第14条第1項）

| 徴収（申告）すべき期間       | 申告納入（納付）期限 |
|-------------------|------------|
| 1月 1日から 3月31日まで   | 4月30日      |
| 4月 1日から 6月30日まで   | 7月31日      |
| 7月 1日から 9月30日まで   | 10月31日     |
| 10月 1日から 12月31日まで | 翌年の1月31日   |

（注）申告納入（納付）期限が、土・日・祝日、又は12月29日から1月3日までの間にある場合は、その翌日が申告納入（納付）期限となります。

※知事は、必要があると認める場合には、上記にかかわらず、別に納入又は納付に係る期間又は期限を指定することができます。

- 納入金の納入と申告税額の納付は、それぞれ納入書又は納付書により、最寄りの金融機関へ納めます。

- 納入書又は納付書は実績月ごとに作成してください。(P.22 参照)

#### 【注意事項】

- ・ 申告書は、最終処分場ごとに提出してください。
- ・ 納入又は納付すべき税額がない場合も申告書の提出は必要です。
- ・ 申告書は、納入分と納付分が両方記載できるようになっています。
- ・ 申告書の「委託契約による最終処分場への産業廃棄物の搬入量⑤」は申告納入に係るものを、「委託契約以外による最終処分場への産業廃棄物の搬入量⑥」は申告納付に係るものを、それぞれ記入してください。
- ・ この申告書には別表の「課税標準に関する明細書」を月ごとに添付してください。
- ・ 別表の「産業廃棄物の種類」は規則第6条の表の産業廃棄物の種類を記載してください。
- ・ 別表の「換算係数」は、規則第6条の表の換算係数を記載してください。

#### (2) 修正申告納付

納税者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときには、これを納付しなければなりません。(条例第16条第2項)

- 修正申告は、「産業廃棄物埋立税修正申告書」(規則様式第12号)に必要事項を記入し、広島県(税務課)へ提出します。

#### (3) 更正・決定

- 産業廃棄物埋立税が適正に申告されていなかった場合又は申告書の提出がなかった場合には、更正又は決定が行われます。

| 区分 | 申告の有無 | 更正又は決定が行われる場合                             |
|----|-------|---|
| 更正 | あり    | 当該申告に係る課税標準となる重量又は税額が申告と異なっていた場合          |
| 決定 | なし    | 申告すべき課税標準となる重量又は税額があるにもかかわらず、申告が行われなかった場合 |

- 更正・決定が行われる場合は、「更正・決定通知書兼納入(納付)通知書」(規則様式第13号)により通知され、更正又は決定に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金についても、この通知書により通知されます。(条例第17条)
- 更正・決定通知書兼納入(納付)通知書を受理した特別徴収義務者は、当該通知に係る不足金額及び各種加算金があるときは、これらを納入(納付)しなければなりません。

## (納入納付申告書記載例)

| 様式第4号(第8条関係)                             |             | ※精査検算印                          |   |   |     |         |       |     |      |   |      |
|--|-------------|---------------------------------|---|---|-----|---------|-------|-----|------|---|------|
|  |             |                                 |   |   |     |         |       |     |      |   |      |
| ※特別徴収義務者(納税者)の氏名又は名称                     |             | ※県税コード                          | ※賦課番号                                       |   |     |         |       |     |      |   |      |
| 株式会社△△産業                                 |             | 01                              | ○○○○○○○○○○                                  |   |     |         |       |     |      |   |      |
| 受付印                                      |             | 特別徴収義務者の登録番号                    | 第 000 号                                     |   |     |         |       |     |      |   |      |
|  |             | 納税者の登録番号                        | 第 000 号                                     |   |     |         |       |     |      |   |      |
|  |             | 特別徴収義務者(納税者)の住所<br>(所在地)及び電話番号  | 〒730-0011 広島市中区基町00-00<br>(電話 082-000-0000) |   |     |         |       |     |      |   |      |
|  |             | フリガナ                            | △△サンギョウ ロロロロ                                |   |     |         |       |     |      |   |      |
|  |             | 特別徴収義務者(納税者)<br>の氏名(名称及び代表者の氏名) | 株式会社△△産業<br>代表取締役 ロロロロ                      |   |     |         |       |     |      |   |      |
| 年月日                                      |             | 最終処分場の所在地及び電話番号                 | 〒720-0031 福山市三吉町0丁目0-0<br>(電話 084-000-0000) |   |     |         |       |     |      |   |      |
| 広島県知事様                                   |             | フリガナ                            | ▲▲ショブンジョウ                                   |   |     |         |       |     |      |   |      |
|  |             | 最終処分場の名称                        | ▲▲処分場                                       |   |     |         |       |     |      |   |      |
| 産業廃棄物埋立税 納入申告書<br>納付                     |             |                                 |   |   |     |         |       |     |      |   |      |
| 区分                                       |             | 令和00年00月分                       |   |   | 年月分 |         |       | 年月分 |      |   |      |
| 月中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量                   | ①           | 千                               | 2   | 2 | 3   | 594     | トントン  | 千   | トントン | 千 | トントン |
| 条例第4条第1号の規定によって課税免除される搬入量                | ②           |                                 |   | 1 | 3   | 000     | .     |     |      |   |      |
| 条例第4条第2号の規定によって課税免除される搬入量                | ③           |                                 |   |   | .   |         |       |     |      |   |      |
| 課税標準となる産業廃棄物の搬入量<br>(①-②-③)              | ④           | 千                               | 2   | 1 | 0   | 594     | .     |     |      |   |      |
| 委託契約による最終処分場への産業廃棄物の搬入量                  | ⑤           | 千                               | 1   | 3 | 3   | 744     | .     |     |      |   |      |
| 委託契約以外による最終処分場への産業廃棄物の搬入量<br>(④-⑤)       | ⑥           | 千                               | 7   | 6 | 850 | .       |       |     |      |   |      |
| この申告により申告納入すべき産業廃棄物埋立税額<br>(⑤×1,000円/トン) | ⑦           | 百万                              | 1   | 3 | 3   | 744     | 円     |     |      |   |      |
| この申告により申告納付すべき産業廃棄物埋立税額<br>(⑥×1,000円/トン) | ⑧           | 百万                              | 7   | 6 | 850 | 円       | 千     | 円   | 百万   | 千 | 円    |
| 申告期限                                     | 令和00年00月00日 |                                 |   |   |     | 年月日     | 年月日   |     |      |   |      |
| 備考                                       |             |                                 |   |   |     |         |       |     |      |   |      |
| 小数点以下について、ゼロの場合も<br>記入してください。            |             |                                 |   |   |     | 関与税理士署名 | (電話 ) |     |      |   |      |

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 この申告書には、別表を添付して提出してください。

3 「搬入量」の欄は、重量を記載することとし、重量について0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

4 「税額」の欄は、円まで記載してください。

5 税額は、実績月ごとに、別々の納付(納入)書により納付してください。

6 申告書の提出期限後に申告納入(納付)されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

別表

| ※ 特別徴収義務者（納税者）の氏名又は名称         |          |              |  | ※県税コード        | ※賦課番号      |                           |                             |
|-------------------------------|----------|--------------|--|---------------|------------|---------------------------|-----------------------------|
| 株式会社△△産業                      |          |              |  | 01            | ○○○○○○○○○○ |                           |                             |
| 課税標準に關する明細書（令和〇〇年〇〇月分）        |          |              |  |               |            |                           |                             |
| 区分                            | 重量による搬入  |              | 容量による搬入  |               | 合計         |                           |                             |
|                               | 産業廃棄物の種類 | 重量(ア)<br>(t) | 産業廃棄物の種類   | 容量(A)<br>(m³) | 換算係数(B)    | 換算して得た重量(A)×(B)=()<br>(t) | 重量((ア)+(イ))<br>(t)          |
| 課税標準となる搬入<br>委託処理による最終処分場への搬入 | 廃プラスチック類 | 21.98        | ゴムくず   | 45.6          | 0.52       | 23.712                    |                             |
|                               | 金属くず     | 56.78        | 繊維くず   | 65.6          | 0.12       | 7.872                     |                             |
|                               |          |              | ガラスくず  | 23.4          | 1.00       | 23.4                      |                             |
|                               |          | 78.76        |  |               |            | 54.984                    | 申告書の⑤欄に記載<br><b>133.744</b> |
| 場への搬入<br>委託契約以外による最終処分        | 燃え殻      | 76.85        | 換算して得た重量を記入する場合には、(ア)に記入するのではなく、計算過程を必ず記入してください。             |               |            |                           |                             |
|                               |          | 76.85        | 他者から中間処理施設へ搬入され、中間処理後に最終処分場に搬入された産業廃棄物の搬入量のこと、申告納付分に係る搬入量です。 |               |            |                           |                             |
|                               |          | 155.61       |  |               |            | 54.984                    | 申告書の⑥欄に記載<br><b>76.85</b>   |
| 小計                            |          |              |  |               |            | 54.984                    | 申告書の④欄に記載<br><b>210.594</b> |
| 課税免除される搬入<br>条例第4条第1号該当       | 金属くず     | 12.98        |  |               |            |                           |                             |
|                               |          |              | 自社処分された産業廃棄物の搬入量です。  |               |            |                           |                             |
|                               |          | 12.98        |  |               |            |                           | 申告書の②欄に記載<br><b>12.98</b>   |
| 条例第4条第2号該当                    |          |              |  |               |            |                           |                             |
|                               |          |              |  |               |            |                           | 申告書の③欄に記載                   |
| 合計                            |          | 168.59       |  |               |            | 54.984                    | 申告書の①欄に記載<br><b>223.574</b> |
| 備考                            |          |              |  |               |            |                           |                             |

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 この明細書は、月別に作成し、別記様式第4号の申告書に添付して提出してください。

3 「産業廃棄物の種類」の欄は広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則第6条第1項の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載し、「換算係数」の欄は同表の下欄に掲げる換算係数を記載してください。

4 「重量」の欄は、0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

5 「容量」の欄は、端数を処理しないで記載してください。

納付（納入）書は実績月ごとに作成してください。

|   |     |       |              |                           |     |
|---|-----|-------|--------------|---------------------------|-----|
| 領 収 濟 通 知 書                                       |     |       |              |                           |     |
| 納 付 ( 納 入 ) 書                                     |     |       |              |                           |     |
| 領 収 証 書 (公)-2                                     |     |       |              |                           |     |
| 口座番号 01330-4-960020<br>口座加入者 広島県会計管理者             |     |       | 県 稅          | 産業廃棄物埋立税                  |     |
| 賦課年度  | 税 目 | 県 稅   | 賦課番号         | 実績年月                      | 処理別 |
| 0 2   | 2 4 | 0 1   | ○○○○○○○○○○○○ | 0 7 0 3                   | 0 4 |
|   |     |       |              |                           | 1   |
| ↓<br><納入分>  |     |       |              |                           |     |
| 申告書の実績の年月を和暦で記入してください。<br>令和7年3月分<br>↓<br>0 7 0 3 |     |       |              |                           |     |
| 名前・名称が記載されていない納付（納入）書を使用する場合は記入してください。            |     |       |              |                           |     |
| ↑<br>株式会社 △△産業 ▲▲処分場<br>(株式会社 △△産業)               |     |       |              |                           |     |
| ↑<br>様  |     |       |              |                           |     |
| 納期限<br>年 月 日                                      |     | 税 額   |              | 円                         |     |
|   |     |       |              |                           |     |
|   |     |       |              |                           |     |
|   |     |       |              |                           |     |
| 延滞金額  |     |       |              | 円                         |     |
|   |     |       |              |                           |     |
|   |     |       |              |                           |     |
| 加算金額  |     |       |              | 円                         |     |
|   |     |       |              |                           |     |
| 合 計 額   |     |       |              | 円                         |     |
|   |     |       |              |                           |     |
|   |     |       |              |                           |     |
| 広島県総務局税務課扱  |     |       |              |                           |     |
| 納付場所  |     | 領収日付印 |              | ↑<br>◎この領収証書は大切に保存してください。 |     |
|   |     |       |              |                           |     |
|   |     |       |              |                           |     |
|   |     |       |              |                           |     |
| ↑<br>上記の金額を領収しました。                                |     |       |              |                           |     |
| ◎金額は訂正することができます。                                  |     |       |              |                           |     |

※納付（納入）書は3枚複写になっています。

## V 特例業務

### 1 徴収猶予

特別徴収義務者が最終処分料金及び産業廃棄物埋立税の全部又は一部を納期限までに受け取ることができなかつた場合、その納入すべき税に係る徴収金の全部又は一部を申請により2ヶ月以内の期間に限って徴収猶予することができます。（条例第11条第1項）

#### （1）徴収猶予の申請

- 徴収猶予の申請は、「産業廃棄物埋立税徴収猶予申請書」（規則様式8号）に必要事項を記入し、広島県（税務課）へ提出します。
- 徴収猶予を受けようとする場合は、一定の要件に該当し担保を徴する必要がないと認める場合を除いて、この徴収猶予額に見合う担保を提供しなければなりません。

[一定の要件]

一定の要件とは、産業廃棄物埋立税にかかる徴収金について滞納処分を受けたことがないこと、また、最近における産業廃棄物埋立税に係る徴収金の納入状況からみて徴収猶予税額の納入が確実と認められることです。（規則第13条第1項）

- 徴収猶予の申請が提出されると、その内容を審査した後、その申請者に対して「産業廃棄物埋立税徴収猶予通知書」（規則様式第21号）によって承認又は「徴収猶予（期間延長）不承認通知書」（県税規則様式第16号の7）によって不承認が通知されます。
- 徴収猶予が認められた場合は、指定された猶予期限までに税額を納入してください。

#### （2）徴収猶予の要件等

- 徴収猶予の要件は次のとおりです。
  - \* 産業廃棄物埋立税の全部又は一部を納入することができないと認められる理由があること。
  - \* 納期限までに最終処分料金及び産業廃棄物埋立税の全部又は一部を受け取ることができなかつたことなどを帳簿等において明らかにしていること。
- 徴収猶予の申請時には、関係資料の提出を求めることとなります。また、申請の事実及び売掛の事実に相違がないかについて、適宜売掛台帳等の実地調査を行うことがありますので、御協力ください。

## 2 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除

特別徴収義務者は、最終処分料金及び産業廃棄物埋立税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物埋立税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には申請により、既に税額が納入されているときはこれに相当する額の還付を、税額がまだ納入されていないときは納入の義務の免除を受けることができます。（条例第12条第1項）

### （1）徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請

- 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請は、「産業廃棄物埋立税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書」（規則様式9号）に必要事項を記入し、広島県（税務課）へ提出します。
- 徴収不能額等の還付納入義務の免除申請が提出されると、その内容を審査した後、その申請者に対して「産業廃棄物埋立税の徴収不能額等の還付又は納入義務免除通知書」（規則様式第22号）によって承認又は「産業廃棄物埋立税の徴収不能額等を還付しない、又は徴収不能額等の納入義務を免除しない旨の通知書」（規則様式第23号）によって不承認が通知されます。
- 徴収不能額等の還付を行う場合に、還付を受ける特別徴収義務者に未納の徴収金があるときは、還付をうけるべき税額を充当することとなります。

### （2）徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の要件等

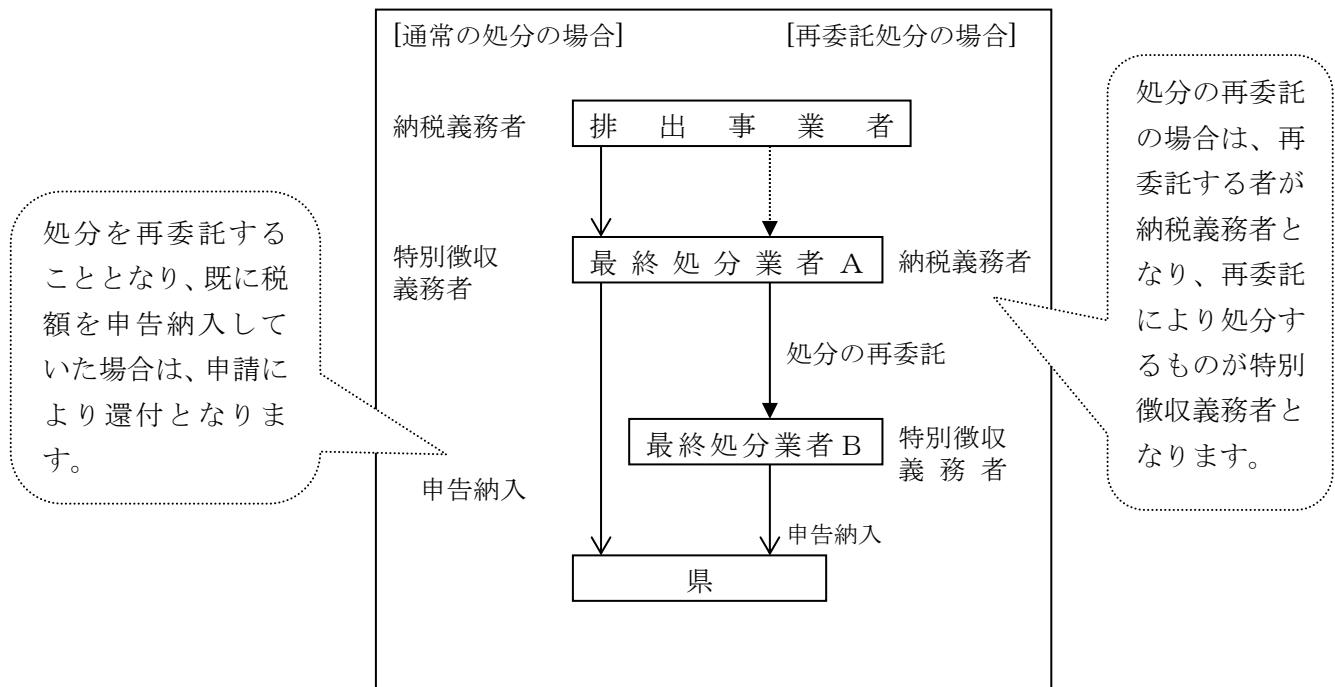
- 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の要件は次のとおりです。
  - \* 最終処分料金及び産業廃棄物埋立税の全部又は一部を受け取ることができないと認められる正当な理由があること。
  - \* 徴収した産業廃棄物埋立税額を失ったと認められる天災その他避けることのできない理由があること。
- <例>   ・請求の相手方の倒産などにより明らかに売掛金の回収が不可能な場合等  
      ・特別徴収義務者が自然災害や盗難などで徴収した産業廃棄物埋立税を失った場合等  
      ※上記はあくまで例示であり、承認、不承認は個別の事例を審査した上で行います。
- 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請時には、関係資料の提出を求めることとなります。また、申請の事実及び売掛の事実に相違がないかについて、適宜売掛台帳等の実地調査を行うことがありますので、ご協力ください。

### 3 最終処分の委託に係る納入金の還付

産業廃棄物の最終処分を他のものに委託した最終処分業者が、既に特別徴収義務者として産業廃棄物埋立税を納入しているときは、申請によりその税額に相当する額を還付します。  
(条例第13条第1項)

#### (1) 最終処分の委託に係る納入金の還付の申請

- 最終処分の委託に係る納入金の還付の申請は、「産業廃棄物埋立税の最終処分の委託に係る納入金の還付申請書」(規則様式第10号)に必要事項を記入し、広島県(税務課)へ提出します。
- 最終処分の委託に係る納入金の還付申請書が提出されると、その内容を審査した後、その申請者に対して「産業廃棄物埋立税に係る最終処分の委託に係る納入金の還付通知書」(規則様式第24号)によって承認又は「産業廃棄物埋立税にかかる最終処分の委託に係る納入金を還付しない旨の通知書」(規則様式第25号)によって不承認が通知されます。
- 最終処分の委託に係る納入金の還付を行う場合に、還付を受ける特別徴収義務者に未納の徴収金があるときは、還付を受けるべき税額を充当することとなります。



## (2) 最終処分の委託に係る納入金の還付の要件等

- 最終処分の委託に係る納入金の還付の要件は次のとおりです。
  - \* 特別徴収義務者として産業廃棄物埋立税が納入されていること。
  - \* 納税義務者として再委託先に産業廃棄物埋立税を納めていること。
- 最終処分の委託に係る納入金の還付申請時には、関係資料の提出を求めることとなります。また、申請の事実に相違がないかについて、適宜実地調査を行うことがありますので、御協力ください。

# VI その他

## 1 税務調査

税務調査は、特別徴収義務者においては徴収されるべき税が納税義務者から正しく徴収され、県に申告納入されているか、また、納税者においては申告すべき税が正しく申告納付されているかを調査するものです。

調査について、特別徴収義務者等の方の御理解とご協力をお願いします。

- 産業廃棄物埋立税の申告に係る課税標準となる重量や税額が適正であるかどうかの税務調査を行う場合があります。
- この調査では、年月日ごとに搬入された産業廃棄物が課税になるものと課税免除になるものなどに区分してあり、正しく帳簿に記載され保存されているか、また、それが申告書の課税標準となる重量及び税額に適正に反映されているかなどを検証します。
- 調査書類等については、次のものが考えられます。
  - ・ 条例第 21 条に規定する帳簿等
  - ・ 産業廃棄物埋立税の申告に係る書類、帳簿等（売掛台帳、請求書、領収書等）
  - ・ 産業廃棄物が最終処分場に搬入されたことを示す書類（マニフェスト等）
  - ・ 産業廃棄物の最終処分に係る委託契約
  - ・ その他調査に必要な別に求める書類等
- 調査の結果、産業廃棄物埋立税が適正に申告されていなかった場合は、更正又は決定が行われます。

### [徴税吏員の質問検査権]

地方税法第 733 条の 4 の規定により、県の税務職員（徴税吏員）は、法定外目的税（産業廃棄物埋立税）に関する調査のために必要がある場合には、納税義務者及び特別徴収義務者等及び法定外目的税（産業廃棄物埋立税）の賦課徴収に直接関係があると認められる者等に対して質問又は事業に関する帳簿書類その他の物件の調査をすることができるようになっています。

## 2 延滞金と加算金

納期限までに税を納めなかった場合には延滞金が、事実よりも少なく申告したり、申告しなかった場合には各種加算金がかかります。

### (1) 延滞金

- 納期限までに税を納めないときにかかるもので、納期限の翌日から納入（納付）の日までの期間に応じて、次のように計算されます。

| 区分                   | 本則         | 令和3年1月1日以後            | (参考)延滞金の割合 |         |       |
|----------------------|------------|-----------------------|------------|---------|-------|
|                      |            |                       | 令和3年中      | 令和4~7年中 | 令和8年中 |
| 納期限の翌日から1か月を経過する日まで  | 年<br>7.3%  | 延滞金特例基準割合<br>(※)+1%   | 2.5%       | 2.4%    | 2.8%  |
| 1か月を経過する日の翌日から納税の日まで | 年<br>14.6% | 延滞金特例基準割合<br>(※)+7.3% | 8.8%       | 8.7%    | 9.1%  |

※ 平均貸付割合(国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年9月から前年8月における平均)に1%を加算した割合をいいます。なお、特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

### (2) 加算金

| 区分      | 内容  | 金額                |
|---------|---|-------------------|
| 過少申告加算金 | 期限内に申告した場合で、申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合や増額更正を受けた場合 | 増差税額×10%          |
|         | 上記のうち、増差税額が期限内に申告した税額または50万円のいずれか多い額を超える場合        | 増差税額×10%+超えた金額の5% |
| 不申告加算金  | 申告書を期限後に提出した場合または申告をしなかった場合                       | 納める税額×15%（※）      |
|         | 納める税額のうち50万円を超える部分                                | 納める税額×20%（※）      |
| 重加算金    | 県の調査による更正決定があることを予知しないで期限後に申告した場合                 | 納める税額×5%          |
|         | 二重帳簿などによって故意に税を免れようとした場合                          |                   |
|         | 申告書を期限内に提出している場合                                  | 増差税額×35%（※）       |
|         | 申告書を期限後に提出した場合または申告していない場合                        | 増差税額×40%（※）       |

（※）の加算金について

期限後申告、修正申告又は更正、決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、加算金の割合に10%が加算される場合があります。

注)令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、納める税額などによってさらに加算される場合があります。

- 延滞金・加算金の最新情報は、広島県ホームページで確認することができます。

⇒ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1170401648741.html>



### 3 特別徴収義務者（納税者）のための制度

特別徴収義務者（納税者）のために、税額の更正請求や課税、徴収処分について審査請求できる制度があります。

#### （1）更正の請求

- 産業廃棄物埋立税額を過大に申告してしまったときは、納期限から5年以内ならば減額するよう更正の請求ができます。

#### （2）審査請求

- 産業廃棄物埋立税の課税、徴収の処分について不服がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

### 4 特別徴収義務者（納税者）の事務処理について

特別徴収義務者（納税者）となる方は、税の徴収、申告義務等が通常の業務に組み込まれることになりますが、事務処理の方法は様々ですので、変更等は事務処理をやりやすい方法で行ってください。想定される変更等の必要な事項は次のとおりです。

＜変更等が必要な事項の一例＞

- 電算プログラム等の変更  
電子計算機器等により事務処理を行っている場合には、帳簿表示項目の追加や処理料金の計算に税額計算を追加するなどプログラムの変更が必要になってきます。
- 諸帳簿の整備  
税の申告の基礎となる帳簿の作成のほか、関連する帳簿書類等の修正、変更が必要です。
- 請求書、領収書の変更  
処理料金とともに税額を併記する場合は、書式の改正が必要となります。
- 消費税の取扱い  
産業廃棄物埋立税には、消費税は課税されません。ただし、特別徴収義務者が、産業廃棄物埋立税額を請求書や領収証等で明らかにし、預り金又は立替金等の科目で処理料金と明確

に区分しておく必要があります。

(消費税は国税のため、詳細の取扱いは税務署へ問い合わせてください。)

○ 職場での周知

税の徴収による事務処理の変更等を職場内で周知してください。

## 5 eLTAXによる産業廃棄物埋立税の電子申告・電子納税について

令和7年3月31日から、地方税共同機構が運営するeLTAXにより、電子申告・電子納税をすることができます。

- eLTAXを利用するには、一部の手続きを除き、事前の準備(利用届出等)が必要です。詳しくは、eLTAXホームページをご覧になるか、ヘルプデスクにお問合せください。

eLTAXホームページ ⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp>

eLTAXヘルプデスク (PCdesk (利用者ID・電子納税) 関係)

【電話番号】 0570-081459

(この電話番号でつながらない場合03-6745-0720)

PCdeskNext ヘルプデスク (PCdeskNext (電子申告) 関係)

【電話番号】 0570-029410

### ■ お問い合わせ先

産業廃棄物埋立税について、不明な点やご相談がありましたら、お尋ねください。

|           |   |
|-----------|---|
| 広島県総務局税務課 | 住所 広島市中区基町10-52<br>電話 082-513-2331<br>FAX 050-3156-3483 |
|-----------|---|